

安全データシート(SDS)

1. 化学物質等及び会社情報

化学物質等の名称:ボンフロン・マットGT-SR

種類:フッ素系エマルジョンペイント

会社名:ボンフロン株式会社

住所:〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目9番地

担当部門:CSR室 江澤 孝行

電話番号:03-5217-5104

FAX番号:03-5217-5105

緊急連絡電話番号:03-5217-5104

整理番号:3070300102508

用途:建築用

2. 危険有害性の要約

GHS分類:

物理化学的危険性:

健康に対する有害性:

発がん性 :区分1B

特定標的臓器毒性(反復ばく露) :区分2 (呼吸器系)

環境に対する有害性:

GHSラベル要素:

絵表示シンボル:



注意喚起語:危険

危険有害性情報:

- 有機溶剤中毒を起こす恐れがある
- 発がんのおそれ
- 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器(呼吸器系)の障害のおそれ

注意書き:

安全対策:

- 使用前にSDSを入手し、すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。
- 保護手袋/保護眼鏡/保護面/保護衣を着用すること。
- この製品を使用する時に、飲食または喫煙をしないこと。
- 取扱い後はよく手を洗うこと。
- ミスト/蒸気/スプレーの吸入しないこと。
- 指定された材料以外のものと混合しないこと。
- 容器からこぼれた場合は、砂などを散布したのち処理すること。
- 本来の用途以外に使用しないこと。

応急措置:

- 皮膚等に付着した場合:直ちに汚染された衣類をすべて脱ぎ、多量の水と石鹼で洗うこと。
皮膚刺激が生じた場合、医師の診断/手当を受けること。
- 眼に入った場合:水で数分間注意深く洗うこと。
次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外し、その後も洗浄を続けること。
直ちに医師に連絡すること。
- 暴露または暴露の懸念がある場合、気分が悪い場合:医師の診断/手当を受けること。

保管:

- 容器を密閉し、涼しく換気の良いところで、施錠して保管すること。
- 子供の手の届かないところに保管すること。

廃棄:

- 内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託すること。

3. 組成及び成分情報

化学物質／混合物の区分:混合物

化学名または一般名:情報なし

化学特性(化学式等):情報なし

毒物及び劇物取締法:なし

成分:

成分名	CAS.No.	含有量(%)	安衛法 通知物質	毒劇法	PRTR法
酸化チタン	13463-67-7	5.0~10.0	○	—	—
メタノール	67-56-1	0.1~1.0	○	—	—

補足説明:

- 成分情報／安衛法通知物質(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)にて記載されている記号の内容は以下の通りとなります。

○: 既存

R9: R9年4月1日以降(施行予定)

営業上の秘密に該当する物質については範囲での表示をしております。

4. 応急措置

吸入した場合:

- 蒸気、ガス等を吸い込んで気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
- 蒸気、ガス等を多量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合は人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込まないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。

皮膚に付着した場合:

- 付着物を布にて素早く拭き取る。
- 大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
- 外観に変化が見られたり、刺激痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。
- 汚染された衣類を取り除くこと。

眼に入った場合:

- 直ちに、大量の清浄な流水で15分以上洗う。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。まぶたの裏まで完全に洗うこと。
- できるだけ早く医師の診察を受けること。
- 直ちに、医師に連絡すること。

飲み込んだ場合:

- 誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
- 嘔吐物は飲み込ませないこと。
- 医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

応急措置をする者の保護:

- 適切な保護具(防護メガネ、防護マスク、手袋等)を着用する。
- 換気を行う。

5. 火災時の措置

適切な消火剤:炭酸ガス、泡、粉末

使ってはならない消火剤:水(棒状水、高圧水)

特有の消火方法、消火を行うものの保護:

- 適切な保護具(耐熱性着衣等)を着用する。
- 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。
- 指定された消火剤を使用すること。
- 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。
- 消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置:

- 作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。
- 周辺を立ち入り禁止にし、関係者以外を近づけないようにして、二次災害を防止する。
- 付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。
- 着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。

環境に対する注意事項:

- ・ 河川への排出等により、環境への影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法/機材:

- ・ 付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置すること。
- ・ 漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。
- ・ 衝撃、静電気に備えて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。
- ・ 乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて、回収する。大量の流出は盛土で囲って流出を防止する。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い:

技術的対策:

- ・ 換気のよい場所で、取り扱う。
- ・ 容器は、その都度密栓する。
- ・ 周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・ 工具は、火花防止型のものを使用する。
- ・ 作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・ 皮膚、粘膜または着衣に触れたり、眼に入らぬよう保護具を着用する。
- ・ 取扱い後は、手・顔等は良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・ 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

注意事項:

- ・ 静電気対策のための装置等を設置し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用する。
- ・ 有規則第2種有機溶剤は5%超を含有するものは、密閉設備か局排設備が義務付けられている。

保管:

技術的対策:

- ・ 日光の直射を避ける。
- ・ 風通しのよいところに保管する。
- ・ 火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策:

- ・ 取扱い設備は、防爆型を使用する。
- ・ 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・ 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るような設備とする。
- ・ 取扱い場所近くには、高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
- ・ 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用し、作業者が直接暴露しない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられる設備にすること。(第2種有機溶剤)
- ・ タンク内部等の密閉場所で作業する場合は、密閉場所の低部まで十分に換気できる装置を取り付けること。(第3種有機溶剤)
- ・ 腐食物質に、作業者が直接触れたり、暴露したりしないような配慮をすること。
- ・ 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用し、作業者が直接暴露しない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられる設備にすること。

管理濃度、濃度基準値、許容濃度:

化学物質	管理濃度		濃度基準		日本産業衛生学会		ACGIH	
	ppm	mg/m ³	8時間	短時間	ppm	mg/m ³	ppm	mg/m ³
酸化チタン								10
メタノール	200						200	262

IARCの発がん性分類:

化学物質名	IARC
酸化チタン	2B

保護具:

呼吸器の保護具:

- ・ 有機ガス用防毒マスクを着用する。
- ・ 密閉された場所では送気マスクを着用する。

手の保護具:

- ・ 有機溶剤または化学薬品が浸透しない材料の手袋を着用する。

眼の保護具:

- ・ 取扱いには、保護メガネを着用すること。

皮膚及び身体の保護具:

- ・ 取り扱う場合には、皮膚を直接暴露させないような衣類を着用すること。また、化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

その他:

- ・ 静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

物理状態	: 液体
色	: 白
臭い	: 情報を有していない
融点／凝固点	: 情報を有していない
沸点又は初留点及び沸騰範囲	: 情報を有していない
可燃性	: 情報を有していない
爆発下限界および爆発上限界／可燃限界	: 情報を有していない
引火点	: 情報を有していない
自然発火点	: 情報を有していない
分解温度	: 情報を有していない
pH	: 情報を有していない
動粘性率	: 情報を有していない
溶解性	: 情報を有していない
n-オクタノール／水分配係数	: 情報を有していない
蒸気圧	: 情報を有していない
密度及び／又は相対密度	: 1.1
相対ガス密度	: 情報を有していない
粒子特性	: 情報を有していない

10. 安定性及び反応性

危険有害反応可能性:

情報なし

避けるべき条件:

- ・ 高温を避ける。
- ・ 衝撃を避ける／振動を避ける。

混触危険物質:

情報なし

危険有害な分解性生成物:

- ・ 低分子モノマー等の有害性ガスが発生する。
- ・ 一酸化炭素等の有害ガスが発生する。

反応性:

情報なし

化学的安定性:

情報なし

11. 有害性情報

急性毒性:

メタノール

LD50	(経口)	=6200 mg/kg(4h)
LD50	(経皮)	=15800 mg/kg(4h)
LC50	(蒸気)	>22500 ppm(4h)

皮膚腐食性／刺激性:

情報なし

眼に対する重篤な損傷／眼刺激性:

メタノール

区分2

呼吸器感作性:

情報なし

皮膚感作性:

情報なし

変異原性(生殖細胞変異原性):

情報なし

発がん性:

情報なし		
生殖毒性:		
メタノール	区分1B	
特定標的臓器毒性(単回ばく露):		
メタノール	区分1	(中枢神経系、視覚器、全身毒性)
	区分3	(麻酔作用)
特定標的臓器毒性(反復ばく露):		
酸化チタン	区分1	(呼吸器)
メタノール	区分1	(中枢神経系、視覚器)
誤えん有害性:		
情報なし		

12. 環境影響情報

- ・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。
- 残留性／分解性:
情報なし
- 生態蓄積性:
情報なし
- 土壤中の移動性:
情報なし
- オゾン層への有害性:
情報なし
- 生態毒性:
水生環境有害性 短期(急性):
情報なし
水生環境有害性 長期(慢性):
酸化チタン 区分4

13. 廃棄上の注意

- 残余廃棄物
- ・廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理をする。
 - ・塗料製品、廃材料および焼却灰などの一部は、特定管理産業廃棄物の「特定有害産業廃棄物」に該当する法律および関係する法律に準じて行うこと。
 - ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。
 - ・廃水処理、焼却等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律に従って処理を行うか、委託をすること。
 - ・廃塗料などを焼却処理する場合は、珪藻土等に吸着させて解放型の焼却炉で少量ずつ焼却する。または、焼却炉の火室へ噴霧し焼却する。ただし、ダイオキシンなどの有害ガスが発生する恐れがある場合は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約を結び処理すること。
 - ・特別管理産業廃棄物(廃油)に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。
- 汚染容器および包装:
- ・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。
 - ・空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

14. 輸送上の注意

- ・容器にもれのないことを確かめ、転倒、落下、破損がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。
 - ・取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
- 国連分類:
- 国連番号:
- 容器等級:
- 陸上輸送:
- ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
- 海上輸送
- ・船舶安全法に定めるところに従うこと。
- 航空輸送
- ・航空法の定めるところに従うこと。
- 指針番号:

15. 適用法令

労働安全衛生法:

- ・ 57条の2通知対象物質

廃棄物の処理及び清掃に関する法律:

16. その他の情報

引用文献:

- ・ 日本塗料工業会編集「原料物質データベース」
- ・ 日本塗料工業会編集:製品安全データシート・ガイドブック(混合物用)
- ・ オーム社:溶剤ポケットブック
- ・ 危険物防災救急便覧
- ・ 国際化学物質安全カード(ICSC)

その他

- ・ このSDSは、当社の製品を適正にご使用戴くために必要で、注意しなければならない事項を簡潔にまとめたもので、通常の手配を対象としたものです。
- ・ 記載内容は、現時点で入手した資料、情報データに基づき作成しておりますが、危険、有害性に関する評価は、必ずしも十分ではありませんので、取扱いには十分注意してください。
- ・ このSDSは、法令の改正、新しい知見により、予告なく改訂することがあります。
- ・ このSDSは、国の規制を含む(社)日本塗料工業会の基準に基づくものでありますが、地方自治体の規制情報は含まれていませんので、当該自治体の規制に従って対処してください。
- ・ 危険有害成分の濃度(%)表示の幅記載は「以上～未満」をい示しています。
- ・ PRTR該当物質については、1, 2種は1%以上、特定1種0. 1%以上の場合に対象となります。
- ・ PRTR2種については、国(事業所管轄大臣)への報告は不要です。
- ・ 2項危険有害性の要約のGHS分類で区分の記載がない危険有害性項目については「区分に該当しない」又は「分類できない」に該当します。